

かんたんな労務知識

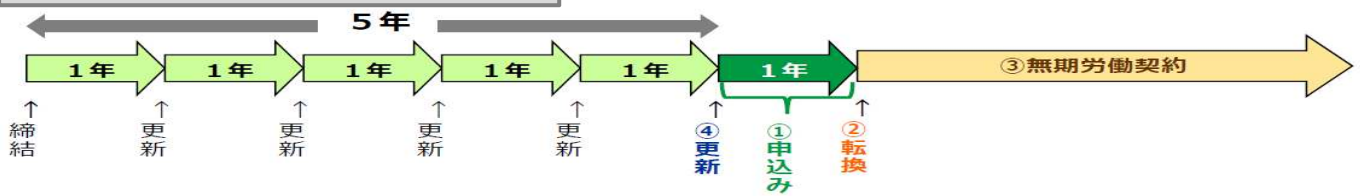
～ 4 月からの法律改正情報 ～

桜の便りで賑わう今日この頃、新入社員の入社やお子さんの入学式等、大切な節目の時期でもありますね。さて、今回はこの 4 月から改正される法律の中から、下記の 2 つをピックアップしてお伝え致します。

労働契約法：有期雇用契約の更新が 5 年を超える場合の取扱い

平成 25 年 4 月以降に開始した雇用契約から、期間の定めのある契約の更新を繰返し通算 5 年を超えたときは、従業員からの申出により期間の定めのない無期雇用契約へ転換しなければならない、という改正がすでにスタートしています。

【例】1 回の契約期間が 1 年の場合のイメージ



しかし、60 歳の定年以降も再雇用している従業員に対しても、同様に取扱われることは疑問視されていました。

そこで平成 27 年 4 月より法律が改正され…、定年後引き続き再雇用した従業員、及び一定の要件に該当する専門職に従事する従業員については、事前に届出を行うことで、上記の無期雇用の適用を除外できることとなりました。
(※事前の届出が行われていない場合は、適用除外とならず、無期雇用への転換が必要となりますのでご注意ください!!)

日頃からお付き合いのある企業様につきましては、事前の届出を必要に応じて当方よりお声掛けさせていただきます。



障害者雇用促進法：障害者法定雇用率未達成の場合の納付金制度

現在の障害者法定雇用率 常時労働者数 50 人以上の企業 …… 2.0%
(従業員 50 人に対し、1 人の障害者の雇用義務が発生します。)

今までは、この 50 人に対し 1 人の障害者法定雇用率が達成出来なくても、何らペナルティはありませんでした。しかし、この平成 27 年 4 月以降より未達成の場合についてのペナルティ(障害者雇用納付金)が発生します。

常時労働者数 100 人以上の企業に限り、
不足する障害者数 × 月額 5 万円 の障害者雇用納付金を納めなくてはなりません！！
(※300 人未満の企業については 5 万円→4 万円への減額特例有り。)

なお、障害者法定雇用率を超えて障害者を雇用している場合、下記の給付金の支給もあります。

常時労働者数	超過人数 1 人につき	給付金名称
200 人超	月額 27,000 円	障害者雇用調整金
200 人以下	月額 21,000 円	障害者雇用奨励金

※この他にも、障害者を雇い入れるにあたって様々な助成金があります。ご興味のある企業様は当方までご相談下さい。